

令和3年11月 第182回 定例会

福井坂井地区広域市町村圏
事務組合議会 会議録

令和3年11月25日(木曜日) 午後2時50分開会

令和3年11月25日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

議事日程

- 日 程 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 2 会期の決定について
- 日 程 3 認定第1号
令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日 程 4 承認第1号
専決処分の承認を求めることについて(令和3年度福井坂井地区広域
市町村圏事務組合一般会計補正予算)
- 日 程 5 議案第4号
令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
- 日 程 6 一般質問

出席議員 (20名)

1番	皆川	信正	2番	玉村	正人
3番	石丸	浜夫	4番	八田	一以
5番	榊原	光賀	6番	山田	重喜
7番	卯目	ひろみ	8番	北島	登
9番	吉田	太一	10番	毛利	純雄
11番	古屋	信二	12番	佐藤	寛治
13番	永井	純一	14番	川畑	孝治
15番	田中	哲治	16番	川端	精治
17番	奥野	正司	18番	朝井	征一郎
19番	江守	勲	20番	上田	誠

欠席議員 (0名)

説明のため出席した者

管理者	坂本	憲男	副管理者	佐々木	康男
副管理者	東村	新一	副管理者	河合	永充
副管理者	北川	貞二			
事務局長	東山	義昭	総務課長	関澤	昭二
清掃センター所長	能美	雅一			

事務局出席職員

総務課副課長	南田	憲泰	清掃センター課長補佐	古畑	克弥
総務課副主幹	三上	眞弘	総務課主査	大森	史朗
総務課主査	江戸	慎吾	総務課主事	蟻塚	祥平

事務局長（東山義昭）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席下さい。

議長（古屋信二）

令和3年11月第182回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は、本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の「議事日程」は、それぞれ、お手元に配布しましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

議長（古屋信二）

それでは、日程1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 皆川信正議員、20番 上田誠議員のご両名を指名します。

議長（古屋信二）

次に、日程2「会期の決定について」を、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、「本日一日」としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古屋信二）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

議長（古屋信二）

ここで、坂本管理者から発言を求められていますので、許可します。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

本日ここに第182回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしま

したところ、議員各位には、公私ともにご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げたいと思います。

また、平素は、組合事業の運営にあたりまして、各般にわたりご理解とご支援をいただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

さて、10月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、そのテンポが弱まっている。」との報告がなされました。

先行きについては、「感染対策を徹底し、ワクチン接種を促進するなかで、景気が持ち直していくことが期待されるが、供給網を通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。」として、感染症の動向が、地域経済に与える影響には、十分注意する必要があると言及をしております。

今後も新型コロナウイルス感染症対策が続いて行く中で、第6波の感染拡大に備えて、政府はブースター接種と呼ばれる3回目のワクチン接種を12月から始める方針を示しています。

当組合においても、3回目のワクチン接種に備え、情報システムの改修業務及びワクチン接種券の発行業務を執行しているところであり、今後とも圏域住民の暮らしを支えていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、先ほど申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種に伴うシステム改修や制度改正に伴うシステム改修を適宜実施し、安定的なシステム運用を実施しております。さらに、国が進める自治体の情報システム標準化への移行に向け、構成市町と連携し取り組んでおります。

また、一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センターの長期包括運営委託業務により、各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行っております。しかし、余熱館ささおかにおいては、清掃センターから余熱を供給するための高温水配管において漏水が発生し、余熱館ささおかの運営を維持することが困難となったことから、後ほど承認を求めるものでございますが、専決処分にて修繕を実施しております。この修繕により、余熱館ささおかは10日間休館となり、圏域住民にご迷惑をおかけしましたことを、お詫び申し上げたいと思います。

以上、組合運営における所信の一端として、主要事業の近況について申し上げます。何卒、十分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（古屋信二）

次に、日程3 認定第1号「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました認定第1号「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」提案理由を申し上げます。

決算の概要について、申し上げます。

歳入の総額は25億8,320万3,061円でございます。その内、主なものとしては、各構成市町からの負担金22億9,272万2,000円で使用料及び手数料1億8,776万9,895円でございます。

次に、歳出の総額は25億1,210万2,415円でございます。その内、主なものとして、総務費におきましては、総務課職員の人件費や管理運営に要した経費で9,338万4,410円、電算共同処理業務に要した情報処理費で5億2,821万8,072円など総務費総額で6億2,175万4,482円でございます。

次に、衛生費におきましては、塵芥処理施設の維持管理として2億5,208万8,027円、焼却施設の維持管理として7億8,302万1,166円、破砕施設の維持管理として1億5,623万7,812円、最終処分場の管理運営として1億8,899万7,190円など、衛生費総額で14億6,991万8,919円でございます。

以上、「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

なお、「一般会計歳入歳出決算」につきましては、去る9月2日に本組合の監査委員2名による決算審査をお願いしました結果、「審査に付された歳入歳出決算書及びその附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、予算の執行状況及び財務に関する事務処理は、適正に執行されているものと認めました。」とされておりますことをご報告を申し上げます。

何卒慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますように、よろしく申し上げます。

議長（古屋信二）

ただ今の説明のありました「認定第1号」について、質疑を許可します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

討論なしと認めます。
これより認定第1号「令和2年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。この採決は、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（古屋信二）

挙手全員であります。

議長（古屋信二）

よって、「認定第1号」は原案のとおり可決されました。

議長（古屋信二）

次に、日程4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算）」を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を申し上げます。

今回、専決処分の承認をお願いいたしますものは、清掃センターから余熱館ささおかへ余熱を供給するための高温水配管から漏水が発生し、余熱館ささおかの運営を維持することが困難となり、早急に高温水配管の修繕が必要となりましたので、令和3年度一般会計補正予算について、去る9月21日に専決処分を行ったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,139万9,000円にさせていただくものであります。

次に、「第1表 歳入歳出予算補正」の概要につきましては、下段の歳出予算の方からご説明申し上げます。「第3款 衛生費 第1項 清掃費」で高温水配管修繕料670万円を増額いたしまして、歳出合計を24億8,139万9,000円としたものであります。

歳入につきましては、「第1款 分担金及び負担金」で、歳出予算の補正額に見合う額の増額補正をさせていただくものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

何卒慎重なるご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（古屋信二）

ただ今の説明にありました「承認第1号」について、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。この採決は、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（古屋信二）

挙手全員であります。

議長（古屋信二）

よって、「承認第1号」は原案のとおり可決されました。

議長（古屋信二）

次に、日程5 議案第4号「令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

管理者（坂本憲男）

はい。議長。

議長（古屋信二）

坂本管理者。

管理者（坂本憲男）

ただいま上程されました議案第4号「令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」につきまして、提案理由を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、制度改正に係る電算システムの改修及び電気料金の上昇に伴う長期包括運営委託料について、補正をさせていただく内容となっております。歳入歳出それぞれ1,750万円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ24億9,889万9,000円にさせていただくものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」の概要につきまして、下段の歳出予算から説明をさせていただきます。

「第2款 総務費 第2項 情報処理費」で1,550万円を増額し、「第3款 衛生費」で200万円を増額いたしまして、歳出合計を24億9,889万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、「第1款 分担金及び負担金」で、歳出予算の補正額に見合う額の増額補正をさせていただくものであります。

以上、「令和3年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算」について、ご説明をさせていただきました。

何卒慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきますようお願いをいたします。

議長（古屋信二）

ただ今、説明のありました「議案第4号」について、質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（古屋信二）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。採決は、挙手によって採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（古屋信二）

挙手全員であります。

議長（古屋信二）

よって、「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

議長（古屋信二）

次に、日程6 一般質問を行います。

質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっております。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

14番、坂井市議会の川畑孝治です。今回、私は将来の清掃センターについて、質問します。近年、県内のごみ焼却施設の更新が始まってきております。南越清掃組合が本

年3月にエコクリーンセンター南越を竣工させました。鯖江クリーンセンターは来年度から着工し、令和8年に稼働予定、敦賀市、美浜町は、新たな清掃センターを令和9年に稼働予定、福井市は新クリーンセンターを令和8年に稼働を予定しております。

当清掃センターは、施設を改良工事をして、延命化をしておりますが、老朽化は避けられません。そこで、当清掃センターの今後のあり方をどの様に考えているのか質問いたします。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

ただ今の川畑孝治議員の将来の清掃センターについてお答えいたします。

当清掃センターは、平成7年度に竣工し、焼却施設の耐用年数である20年を迎えることから、議員もご承知のとおり、平成26年度から28年度の3か年をかけ、基幹的設備改良工事を施工し、15年間の延命化を図り、令和13年度まで性能を維持しながらの稼働が可能であります。

この延命化工事により、小型発電機の設置や高効率のモーターの導入により、二酸化炭素排出量を従来の20%減可能にしております。県内の各清掃施設においては、次期施設更新が始まっておりますが、当清掃センターの令和14年度以降の方針は、再延命化を考えております。新炉建設と現施設の再延命化を比較した場合、技術的、財政的な観点で、検討を重ねた結果、人口減少によりごみの排出量は減少することが考えられ、再度延命化することで、施設更新規模のダウンサイジングが図られ、コスト計算からも令和14年度以降、15年間の再延命化の後、新炉建設の方が費用対効果が高いと判断してます。

なお、再延命化及び新炉建設する際には、再生可能エネルギーの活用を優先に電力量をより低減するための設備改良を加えるなど、2050年、カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すための技術革新についても、構成市町との連携のもと、前向きに取り組めるよう検討を重ねているところであります。

また、清掃センターの更新につきましては、圏域住民のごみ処理を継続する上で、大変重要な施設であることを認識し、今後の施設のあり方については、環境負荷が少なく、災害時にも対応できる施設であることが望ましいと考えております。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

今ほどの答弁で、改良工事により15年間、令和13年まで延命化を行い、なおかつ、

令和14年度以降、15年間の再延命化を行い、新炉建設とありましたが、この計画では令和28年まで約51年になり、耐用年数20年の2.5倍となり、あまりにも長期となりますが、適正な稼働が可能でしょうか。お答え願います。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

今、再延命化によって、本当に大丈夫なのか、安全性について聞いたことになると思います。清掃センターの躯体の法定の耐用年数は、47年間でございますが、適切にメンテナンスをすれば、100年は維持できると言われています。また、基幹的設備改良工事とは、延命期間中のごみ処理機能を維持しながら、稼働できるよう施工するものであり、定期点検や補修で性能を維持できない設備については、新しい物に入れ替えをするとか、15年の延命期間を安全に施設稼働できるようにするものでございます。

当清掃センターのプラントメーカーからも、15年間の再延命化につきましては、安全に運転できることが可能であると回答をいただいているところであります。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

そのようなお答えで、しっかりと点検とか、そういうなものをして、なるべく長く使っていただければと思っております。また、福井市の新クリーンセンターの仕様書では、現在、当清掃センターに搬入しているプラごみなどが、そちらの新クリーンセンターで処理されると思いますが、当施設での焼却量が令和8年以降減ると思われますが、当センターとしては、どのように見込んでいるのかお答え願います。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

今ほどの件につきましては、福井市の新クリーンセンター建設後のごみ受入れの変化と当清掃センターの影響を、ということで、この件につきましては、令和8年度の福井市新クリーンセンター稼働に伴い、リサイクルできない汚れたプラスチックは燃やせな

いごみから燃やせるごみに分別され、福井市において焼却処分されます。現在は、燃やせないごみとして、当清掃センターへ搬入されている分が減少するということでございます。

また、越廼・清水地区の燃やせないごみの搬入先が、鯖江広域衛生施設から当清掃センターへの搬入となり、搬入量がこちらは増加しますが、増える分と減った分を加算減算しますと福井市からの搬入量の予測は、令和8年度で年間約1,900t減少すると見込んでおります。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑孝治。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

福井市の状況わかりました。先程の答弁の最後の方で、今後の施設のあり方について、環境負荷が少なく、災害時にも対応できる施設とありましたが、具体的にはどのような施設を考えているのか、お答え願います。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

この件につきましては、どういう施設が望ましいのかということになる訳なんですけど、清掃センターの革新的な内容で考えますと、災害時に強い、そして、災害が起きたとしても、対応できる施設ということが私どもは望ましいかなというところございまして、これは一つ例えになりますが、災害時における広域連携協定を結びまして、そういったところを災害時において、相互支援協定が結べないかというような検討を今図りたいなという風な考えを持っております。

圏域内での災害時には短期間の大量の被災ごみの搬入が予想され、季節によっては余裕がある時とない時がございます。被災ごみを処理しきれない分は、旧施設の跡地の仮置き場として利用し、被災市町と連携を密にして受け入れを行えば良いのかなというところがございます。なお、旧施設の仮置きできる量としては、約1,000t程度は可能という状況でございます。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑孝治。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

しっかりと災害時にも対応できるように取り組みをお願いしておきます。

お隣の加賀市、ちょうどここあわら市でありますので、お隣の加賀市では、指定ごみ袋の値段を決める時に、清掃センターには大きな費用がかかると。そういったことから、指定ごみ袋の値段を45リットルで1枚60円にしまして、その一部を清掃センターの基金に積んでいるそうでもあります。そして、その基金の中から、近年行われた改修工事にも使われたり、また、将来の新しい清掃センターを建設する時の資金にするそうでもあります。圏域住民の理解と協力が必要かと思いますが、基金の積み立てなどはどのように考えているのでしょうか。考えがあれば、お知らせ願いたい。

事務局長（東山義昭）

議長、事務局長、東山。

議長（古屋信二）

東山事務局長。

事務局長（東山義昭）

まず、加賀市の状況は、こちらの方も認識してございます。そして、当清掃センターにつきましては、構成市町のごみ袋の単価でございまして、45リットルで1枚88円から無料というようなバラツキがございまして、清掃センターの建設費用として圏域住民へ、ごみ袋料金に転嫁するということは、単独市町であれば考えられることもありますが、一部事務組合の当清掃センターでは、構成市町の財政環境にも照らし合わせる必要があるため、加賀市の取り組みを当清掃センターで取り組むことは少し難しいかなと考えられます。

ただ、当清掃センター建設費を圏域住民の協働の観点から、負担いただく方策としては、議員が申し上げていただいた当組合でも寄付金を募って、財源を基金化するなどの手法はあるかと思っております。以上です。

14番（川畑孝治）

議長、14番、川畑孝治。

議長（古屋信二）

14番、川畑孝治議員

14番（川畑孝治）

こういった清掃センターは普通の建物と違った非常にお金のかかる施設でありますので、できれば何らかの形で少しでも基金なりの形を積んでいただくのが良いのかなと思いますので、検討をお願いしておきます。

最後に、現在、地球規模で環境負荷の低減、気候変動、温暖化対策が求められています。当施設が今後、少しでも対策に向けた取り組みが進むことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

議長（古屋信二）

以上をもって、一般質問は終了しました。

議長（古屋信二）

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年11月第182回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会します。

事務局長（東山義昭）

ご起立願います。

一同 礼

午後3時18分閉会